

2022年10月吉日

お客さま各位

富士宮信用金庫

「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

手形交換業務の電子交換所への移行に伴い、当座勘定規定を改定いたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。ご理解賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

1. 改定日

2022年11月4日（金）

2. 改定する規定

当座勘定規定（一般用）

小切手用法

約束手形用法

為替手形用法

3. 規定の改定箇所

以下の通り条項を変更・追加します。

改定後	改定前
当座勘定規定 第8条（手形、小切手の支払） （1）小切手が支払のために呈示された場合、 または手形が呈示期間内に支払のため 呈示された場合には、当座勘定から支 払います。 （2） <u>前項の支払にあたっては、手形または 小切手の振出しの事実の有無等を確認 すること（その旨について書面の交付 を求めることを含みます）があります。</u> （3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を 使用してください。 第9条（手形、小切手用紙）	第8条（手形、小切手の支払） （1）（同左） （新設） （2）（同左） 第9条（手形、小切手用紙）

<p>(1) ~ (3) 変更なし</p> <p><u>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p><u>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとしします。</u></p> <p><u>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>(1) ~ (3) 変更なし</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第18条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名<u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず)</u>を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙<u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず)</u>を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認め</p>	<p>第18条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき</p>

<p>て取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第30条(保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>第31条(規定の変更)</p> <p>第32条(準拠法、裁判管轄)</p>	<p>模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>第30条(個人情報情報センターへの登録)</p> <p>個人取引の場合において、次の各号の事由が一でも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとしします。</p> <p>(1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(3) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p> <p>第31条(保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>第32条(規定の変更)</p> <p>第33条(準拠法、裁判管轄)</p>
<p>約束手形用法</p> <p>4.</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、</p>	<p>4.</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、</p>

3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用金庫名に重なることがないようにしてください。

6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。

金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2			
漢数字	壹	壺	弍	弐	弐	貳	貳

1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、※、★などの終止符号を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

(新設)

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(図斜線部分)は使用しないでください。

(新設)

<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>	
参	参	四	泗	肆	五	伍

<u>6</u>		<u>7</u>			<u>8</u>		<u>9</u>	
六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖

<u>10</u>		<u>100</u>			<u>1,000</u>			<u>10,000</u>	
拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

(その他) 金、円、圓 (円の異体字)、億
 ※お取扱い上の誤り防止のため、上表以外の
 異体字、崩し字のご使用はお控えください。

No	約束手形	No
	殿	

[注] の部分は使用しないでください。

為替手形用法

- 5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字 (算用数字、1、2、3……) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。

- 5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字 (算用数字、1、2、3……) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わない てください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないように してください。

6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用金庫名に重なることがないように してください。

金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	<u>1</u>			<u>2</u>			
漢数字	壹	壺	弍	弐	貳	貳	貳

<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>	
參	參	四	泗	肆	五	伍

<u>6</u>	<u>7</u>			<u>8</u>	<u>9</u>			
六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖

<u>10</u>		<u>100</u>		<u>1,000</u>			<u>10,000</u>		
拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

(その他) 金、円、圓 (円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止のため、上表以外の

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

(新設)

6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

(新設)

異体字、崩し字のご使用はお控えください。

No.	為替手形	No.
	殿	

[注] の部分は使用しないでください。

小切手用法

4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。
また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
- (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、※、★などの終止符号を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

(新設)

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。
ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用金庫名に重ならないようにしてください。

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届印をなつ印してください。

金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

(新設)

	<u>1</u>			<u>2</u>			
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳

<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>	
參	參	四	泗	肆	五	伍

<u>6</u>		<u>7</u>			<u>8</u>		<u>9</u>	
六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖

<u>10</u>		<u>100</u>			<u>1,000</u>			<u>10,000</u>	
拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

(その他) 金、円、圓 (円の異体字)、億
※お取扱い上の誤り防止のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以上